

第8章 4歳児の保育の内容 3 ねらい		とても必要である	やや必要である	ほとんど必要ない
(1)	保健的で安全な環境をつくり、快適に生活できるようにする。	1	2	3
(2)	一人一人の子どもの欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。	1	2	3
(3)	友達と一緒に食事をしたり、様々な食べ物を食べる楽しさを味わうようにする。	1	2	3
(4)	午睡など適切な休息をとらせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する。	1	2	3
(5)	自分でできることに喜びを持ちながら、健康、安全など生活に必要な基本的な習慣を次第に身につける。	1	2	3
(6)	身近な遊具や用具を使い、十分に体を動かして遊ぶことを楽しむ。	1	2	3
(7)	保育士や友達の言うことを理解しようとする。	1	2	3
(8)	友達とのつながりを広げ、集団で活動することを楽しむ。	1	2	3
(9)	異年齢の子どもに関心を持ち、関わりを広める。	1	2	3
(10)	身近な動植物に親しみ、それらに関心や愛情を持つ。	1	2	3
(11)	身の回りの人々の生活に親しみ、身近な社会の事象に関心を持つ。	1	2	3
(12)	身近な環境に興味を持ち、自分から関わり、身の回りの事物や数、量、形などに関心を持つ。	1	2	3
(13)	人の話を聞いたり、自分の経験したことや思っていることを話したりして、言葉で伝える楽しさを味わう。	1	2	3
(14)	絵本、童話、視聴覚教材などを見たり聞いたりして、イメージを広げ、言葉を豊かにする。	1	2	3
(15)	身近な事物などに関心を持ち、それらの面白さ、不思議さ、美しさなどに気づく。	1	2	3
(16)	感じたことや思ったこと、想像したことなどを様々な方法で自由に表現する。	1	2	3
その他、必要と思われる事項				

第9章 5歳児の保育の内容 3 ねらい		とても必要である	やや必要である	ほとんど必要ない
(1)	保健的で安全な環境をつくり、快適に生活できるようにする。	1	2	3
(2)	一人一人の子どもの欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。	1	2	3
(3)	食事をするこの意味が分かり、楽しんで食事や間食をとるようにする。	1	2	3
(4)	午睡など適切な休息をさせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する。	1	2	3
(5)	自分でできることの範囲を広げながら、健康、安全など生活に必要な基本的習慣や態度を身につける。	1	2	3
(6)	安全や危険の意味やきまりが分かり、危険を避けて行動する。	1	2	3
(7)	様々な遊具や用具を使い、複雑な運動や集団遊びを通して体を動かすことを楽しむ。	1	2	3
(8)	周りの人々に対する親しみを深め、集団の中で自己主張したり、また、人の立場を考えながら行動する。	1	2	3
(9)	異年齢の子どもたちと遊ぶ楽しさを味わう。	1	2	3
(10)	身近な社会や自然の環境と触れ合う中で、自分たちの生活との関係に気づき、それらを取り入れて遊ぶ。	1	2	3
(11)	日常生活に必要な物を見たり、扱ったりなどして、その性質や存在に興味を持ったり、数、量、形などへの関心を深める。	1	2	3
(12)	様々な機会や場で活発に話したり、聞いたりして、生活の中で適切に言葉を使う。	1	2	3
(13)	絵本、童話、視聴覚教材などを見たり聞いたりして、その内容や面白さを楽しみ、イメージを豊かに広げる。	1	2	3
(14)	身近な社会や自然事象への関心が高まり、様々なものの面白さ、不思議さ、美しさなどに感動する。	1	2	3
(15)	感じたことや思ったこと、想像したことなどを自由に工夫して、表現する。	1	2	3
その他、必要と思われる事項				

第10章 6歳児の保育の内容 3 ねらい		とても必要である	やや必要である	ほとんど必要ない
(1)	保健的で安全な環境をつくり、快適に生活できるようにする。	1	2	3
(2)	一人一人の子どもの欲求を十分に満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。	1	2	3
(3)	できるだけ多くの種類の食べ物をとり、楽しんで食事や間食をとるようにする。	1	2	3
(4)	午睡など適切な休息をとらせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する。	1	2	3
(5)	体や病気について関心を持ち、健康な生活に必要な基本的な習慣や態度を身につける。	1	2	3
(6)	安全に必要な基本的な習慣や態度を身につけ、そのわけを理解して行動する。	1	2	3
(7)	様々な遊具や用具を使い、複雑な運動や集団的な遊びを通して体を動かすことを楽しむ。	1	2	3
(8)	進んで身近な人と関わり、信頼感や愛情を持って生活する。	1	2	3
(9)	身近な人との関わりの中で、人の立場を理解して行動し、進んで集団での活動に参加する。	1	2	3
(10)	進んで異年齢の子どもたちと関わり、生活や遊びなどで役割を分担する楽しさを味わう。	1	2	3
(11)	身近な社会や自然の環境に自ら関わり、それらと自分たちの生活との関係に気づき、生活や遊びに取り入れる。	1	2	3
(12)	身近な事物や事象に積極的に関わり、見たり扱ったりする中で、その性質や数、量、形への関心を深める。	1	2	3
(13)	自分の経験したこと、考えたことなどを適切な言葉で表現し、相手と伝え合う楽しさを味わう。	1	2	3
(14)	人と話し合うことや、身近な文字に関心を深め、読んだりすることの楽しさを味わう。	1	2	3
(15)	絵本や童話、視聴覚教材などを見たり、聞いたりして様々なイメージを広げるとともに、想像することの楽しさを味わう。	1	2	3
(16)	身近な社会や自然事象への関心を深め、美しさ、やさしさ、尊さなどに対する感覚を豊かにする。	1	2	3
(17)	感じたことや思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で工夫して自由に表現する。	1	2	3
その他、必要と思われる事項				

Ⅲ. 保育所保育指針の活用についてお聞きします。

Q1-1. あなたは主任保育士として指導計画を作成するときに、保育所保育指針をどの程度活用していますか。

以下から一つだけ選び、○をしてください。

- 1 いつも活用している 2 ときどき活用している 3 あまり活用していない

Q1-2. あなたは保育所保育指針以外にはどのようなものを参考にしていますか。該当するものすべてに○をして下さい。

- 1 保育専門の雑誌（具体的に： ） 2 保育専門の書籍（具体的に： ）
3 貴保育所の過去の指導計画 4 団体や地域の統一計画（具体的に： ）
5 その他（具体的に： ）

Q2-1. あなたの勤務する保育所の保育士は指導計画を作成するときに、保育所保育指針をどの程度活用していますか。以下から一つだけ選び、○をしてください。

- 1 いつも活用している 2 ときどき活用している 3 あまり活用していない

Q2-2. あなたの勤務する保育所の保育士は保育所保育指針以外にはどのようなものを参考にしていますか。該当するものすべてに○をして下さい。

- 1 保育専門の雑誌（具体的に： ） 2 保育専門の書籍（具体的に： ）
3 貴保育所の過去の指導計画 4 団体や地域の統一計画（具体的に： ）
5 その他（具体的に： ）

Q3. あなたはあなたの勤務する保育所の保育士に対して、保育所保育指針の活用を指導していますか。以下から一つだけ選び、○をしてください。

- 1 いつも指導している 2 ときどき指導している 3 あまり指導していない

Ⅳ. その他、保育所保育指針についてのご意見やご要望がありましたら、お書きください。

調査にご協力いただき、ありがとうございました。

保育所保育指針に関するアンケート調査

調査2：保育指針の全体構成について

本調査は保育所保育指針についてのご意見を、日頃より保育所保育指針を活用されている保育現場の皆様からお聞きし、保育所保育指針の問題点や課題を検討するためのものです。お忙しいところ誠に恐縮ですが、是非ご協力ください。

なお、回答していただきました調査内容は細心の注意をもって取り扱い、統計的に処理しますので、貴保育所並びに回答者の方のプライバシーに関してご迷惑をおかけすることはありません。

記入済みの調査票は返信封筒にて、平成18年10月31日（火）までにお送りください。

「保育サービスの質に関する調査研究」

主任研究者 大嶋 恭二（東洋英和女学院大学）

分担研究者 増田まゆみ（目白大学）

本調査に関するお問い合わせ先

社団法人全国保育士養成協議会 事業調査部 佐藤絹枝

電話 03-3590-5571 FAX 03-3590-5591

E-mail hoyo-hyk@sirius.ocn.ne.jp

I. 貴保育所及び回答者についてお答えください。（○は一つ）

貴保育所の所在地	_____都道府県_____区・市・町・村				
貴保育所の設置運営主体	1. 公設公営	2. 公設民営	3. 民設民営	4. その他（_____）	
回答者の職名	1. 主任保育士	2. その他（_____）			
回答者の保育経験	1. 10年未満	2. 10年以上	3. 15年以上	4. 20年以上	
	5. 25年以上	6. 30年以上	7. 35年以上		
回答者の年齢	1. 20歳代	2. 30歳代	3. 40歳代	4. 50歳代	5. 60歳代

II. 以下は保育所保育指針「第1章 総則」の項目です。それぞれの内容について、あなたのお考えに最も近いものを一つ選び○をしてください。

また、どのように変えるべきかについてのご意見を下欄に具体的にお書きください。

第1章 総則		このままでよい	一部変えるべき	変えるべき	
Q1	前文	1	2	3	
Q2	1. 保育の原理	(1) 保育の目標	1	2	3
Q3		(2) 保育の方法	1	2	3
Q4		(3) 保育の環境	1	2	3
Q5	2. 保育の内容 構成の基本方針	(1) ねらい及び内容	1	2	3
Q6		(2) 保育の計画	1	2	3
変更すべき点： Q___について					
Q___について					

Ⅲ. 以下は保育所保育指針「第2章 子どもの発達」の項目です。それぞれの内容について、あなたのお考えに最も近いものを一つ選び○をしてください。

また、どのように変えるべきかについてのご意見を下欄に具体的にお書きください。

第2章 子どもの発達		このまま でよい	一部変え るべき	変える べき
Q1	1. 子どもと大人との関係	1	2	3
Q2	2. 子ども自身の発達	1	2	3
Q3	3. 子どもの生活と発達の援助	1	2	3
変更すべき点： Q__について Q__について				

Ⅳ. 保育所保育指針の構成や内容についておたずねします。以下の内容について、あなたのお考えに最も近いものを一つ選び○をしてください。

また、どのように変えるべきかについてのご意見を下欄に具体的にお書きください。

		このまま でよい	一部変え るべき	変える べき
Q1	第3章から第10章は、発達過程区分別に「6か月未満児」「6か月から1歳3か月未満児」「1歳3か月から2歳未満児」「2歳児」「3歳児」「4歳児」「5歳児」「6歳児」にわけて示されていることについて、どうお考えですか。	1	2	3
Q2	第3章から第10章は、「発達の主な特徴」、「保育士の姿勢とかかわりの視点」「ねらい」「内容」「配慮事項」にわけて示されていることについて、どうお考えですか。	1	2	3
Q3	「3歳児」から「6歳児」では、「内容」は「基礎的事項」と「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域にわけて示されていることについて、どうお考えですか。	1	2	3
変更すべき点： Q__について Q__について				

V. 以下は保育所保育指針「第11章 保育の計画作成上の留意事項」の項目です。それぞれの内容について、あなたのお考えに最も近いものを一つ選び○をしてください。

また、どのように変えるべきかについて、ご意見を下欄に具体的にお書きください。

第11章 保育の計画作成上の留意事項		このまま でよい	一部変え るべき	変える べき
Q1	1 保育計画と指導計画	1	2	3
Q2	2 長期的指導計画と短期的指導計画の作成	1	2	3
Q3	3 3歳未満児の指導計画	1	2	3
Q4	4 3歳以上児の指導計画	1	2	3
Q5	5 異年齢の編成による保育	1	2	3
Q6	6 職員の協力体制	1	2	3
Q7	7 家庭や地域社会との連携	1	2	3
Q8	8 小学校との関係	1	2	3
Q9	9 障害のある子どもの保育	1	2	3
Q10	10 長時間にわたる保育	1	2	3
Q11	11 地域活動など特別事業	1	2	3
Q12	12 指導計画の評価・改善	1	2	3
変更すべき点： Q___について				
Q___について				

VI. 以下は保育所保育指針「第12章 健康・安全に関する留意事項」の項目です。それぞれの内容について、あなたのお考えに最も近いものを一つ選び○をしてください。

また、どのように変えるべきかについて、ご意見を下欄に具体的にお書きください。

第12章 健康・安全に関する留意事項		このまま でよい	一部変え るべき	変える べき
Q1	1 日常の保育における保健活動	1	2	3
Q2	2 健康診断	1	2	3
Q3	3 予防接種	1	2	3
Q4	4 疾病異常等に関する対応	1	2	3
Q5	5 保育の環境保健	1	2	3
Q6	6 事故防止・安全指導	1	2	3
Q7	7 虐待などへの対応	1	2	3
Q8	8 乳児保育についての配慮	1	2	3
Q9	9 家庭、地域との連携	1	2	3
変更すべき点： Q___について				
Q___について				

Ⅶ. 以下は保育所保育指針「第13章 保育所における子育て支援及び職員の研修など」の項目です。それぞれの内容について、あなたのお考えに最も近いものを一つ選び○をしてください。また、どのように変えるべきかについてのご意見を下欄に具体的にお書きください。

第13章 保育所における子育て支援及び職員の研修など			このまま でよい	一部変え るべき	変える べき
Q1	1 入所児童の 多様な保育 ニーズへの対応	(1) 障害のある子どもの保育	1	2	3
Q2		(2) 延長保育、夜間保育など	1	2	3
Q3		(3) 特別な配慮を必要とする子どもと保護者への対応	1	2	3
Q4	2 地域におけ る子育て支援	(1) 一時保育	1	2	3
Q5		(2) 地域活動事業	1	2	3
Q6		(3) 乳幼児の保育に関する相談・助言	1	2	3
Q7	3. 職員の研修等		1	2	3
変更すべき点： Q___について Q___について					

Ⅷ. 保育所保育指針の活用についてお聞きします。

Q1-1. あなたは主任保育士として日頃から保育所保育指針を活用していますか。

以下から一つだけ選び、○をしてください。

- 1 いつも活用している 2 ときどき活用している 3 あまり活用していない

Q1-2. あなたは保育所保育指針以外にはどのようなものを参考にしていますか。該当するものすべてに○をして下さい。

- 1 保育の専門雑誌（具体的に： ） 2 保育の専門書籍（具体的に： ）
 3 貴保育所の過去の指導計画 4 団体や地域の統一計画（具体的に： ）
 5 その他（具体的に： ）

Q2-1. あなたの勤務する保育所の保育士は日頃から保育所保育指針を活用していますか。

以下から一つだけ選び、○をしてください。

- 1 いつも活用している 2 ときどき活用している 3 あまり活用していない

Q2-2. あなたの勤務する保育所の保育士は保育所保育指針以外にはどのようなものを参考にしていますか。該当するものすべてに○をして下さい。

- 1 保育の専門雑誌（具体的に： ） 2 保育の専門書籍（具体的に： ）
 3 貴保育所の過去の指導計画 4 団体や地域の統一計画（具体的に： ）
 5 その他（具体的に： ）

Q3. あなたはあなたの勤務する保育所の保育士に対して、保育所保育指針の活用を指導していますか。

以下から一つだけ選び、○をしてください。

- 1 いつも指導している 2 ときどき指導している 3 あまり指導していない

調査にご協力いただき、ありがとうございました。

おわりに

1 保育士養成に関する研究

まず、研究の柱の一つである保育士の養成に関する研究では、近年の保育需要の多様化や被虐待児、発達障害児への対応など、児童を取り巻く環境の変化を背景に、保育士には、児童福祉施設において直接子どもの保育、養護にあたるとともに、保護者への支援、地域の子育て家庭への支援などその専門性に大きな期待が寄せられている。このような社会的・時代的要請に応える専門性や資質を備える保育士を養成するため、現在は幼稚園教諭免許とは異なって単一資格となっている保育士資格そのもの、及び現行の2年間を基本とする修業年限及びカリキュラム等の養成課程のあり方等の検討が必要とされるに至っている。このような問題意識に基づき保育士の質及び専門性の向上を図る観点から、今回の研究に着手した。研究期間は、平成18年度～平成20年度の3年間であるが、まず今年度(平成18年度)は、保育士を受け入れる側である児童福祉施設に対するアンケート調査及び有識者、学識経験者等に対するヒアリング調査を行った。

アンケート調査は、16の施設種別、3,042カ所に対して行い、回収率は1,182カ所(38.9%)であった。一方ヒアリング調査は、児童福祉施設の有識者14名、学識経験者4名の18名について実施した。以下に結果の概要について記す。

(1) 保育士養成の教育内容では、今ある科目の中で今後さらに充実させてほしいというものは、「家族援助論」、「発達心理学」、「障害児保育」、「社会福祉援助技術」、「精神保健」等で、保育士の業務として保護者に対する支援が加えられたこと及び近年の発達障害者支援法の成立など特に配慮を要する子どもへの支援の必要性など、多様なニーズに対応できる保育力の向上を示唆しているといえよう。ヒアリング結果を見ると、このような子育て支援の専門性が十分に養成されていない要因の一つとして、保育士が行う保育指導(保育ソーシャルワーク)に必要な専門知識と技術が未だ不明確であること、従ってこれらの科目内容や教授法にも多様なイメージがあり、混沌としている養成の現状があるともいえる。

(2) 保育士資格取得のために、保育士養成校を卒業することに加えて国家試験を導入することについては、「必要最低限レベルを確認する程度の国家試験を課す」が61.9%で、「難易度の高い国家試験を課す」9.1%を足すと、70%以上のものが試験を課すことに肯定的であった。

国家試験を導入する理由についてみると、有識者ヒアリング結果では、「保育士に対する社会的信頼・評価を高める」「保育士としての最低限の水準を確保する」ためという意見が多い。すなわち「現状では養成校間の格差、保育士の専門性に格差が大きい」という意見がみられた。

また、学識経験者ヒアリング結果をみると、いずれの意見においても共通していたことは、「質の確保のための仕組みが必要」ということである。例えば、「入学した人が全員卒業できる現行の仕組みの中で、卒業資格とイコール資格とするか」という問題がある。

一方で、国家試験を導入することに消極的な理由としては、「ペーパーテストでは保育士としての資質は測れない」という意見が多い。すなわち、「試験ができてでも保育士の資質がよいとは限らない」「知識だけの人材を育成することであって欲しくない」という意見などがみられた。

(3) 保育士が対象とする年齢については、「現行通り0歳～18歳未満を対象とする」もの、58.3%である一方、「0歳～小学校就学前までと就学後から18歳未満とに分けて、別の資格とする」が36.7%となっていた。有識者、学識経験者のヒアリングでも同様の傾向であり、認定こども園の創設等とも関係しているのかも知れない。

また、保育士資格を現行のとおり一本化した資格とするか、あるいは領域別に分けた資格とするかについては、「現行のとおり、保育士資格はすべての児童を対象とした資格とする」が64.2%、「保育士資格は、領域別（保育・障害・医療・虐待・家庭支援など）に分けた複数の資格とする」が29.8%であった。

有識者ヒアリング結果では、領域に特化した勉強は必要だが、資格としては総合的なあり方が望ましいという意見が多く、その理由として、上記の対象年齢の場合と同様に、「保育士はベーシックで汎用性のある総合的な専門職」、「人材確保の観点から幅広さが必要」等が挙げられていた。さらに「基礎は同じ。基礎資格の上に領域ごとに専門資格を上乘せして、専門的知識を確保」するという意見も見られた。

学識経験者ヒアリング結果では、各氏共に、保育士資格を段階化する必要性を指摘している。すなわち、ベースとなるものは年齢別や領域別に分けずに一本化して総合的な保育士資格としておき、それに上乘せした部分はスペシャライズしていくという点で、共通している。

(4) 保育士の養成年限に関しては、「幼稚園教諭免許のように二種（短期大学等）・一種（大学等・専修（大学院等）のような資格とする」44.2%、「すべてを4年間養成課程の資格に移行する」21.9%、「現行の二年間養成課程を基盤とする単一資格でよい」が28.3%であった。すなわち、四年制資格の創設を望む者が、現行の二年間養成課程を基盤とする単一資格でよいとする者を上回っている。ただし、現行の二年間養成課程の単一資格とするという意見が3割弱あることにも、注目する必要がある。また四年制資格のあり方については、「幼稚園教諭免許のように二種（短期大学等）・一種（大学等）・専修（大学院等）のような資格とする」が、「すべて四年間養成課程の資格に移行する」を上回っており、現行の二年間養成を基盤として、その上に四年間養成課程を積み上げていくという意見が多いといえよう。ヒアリング結果も、同様の傾向であり、現行の二年制養成基礎として四年制養成を創設するという意見が大勢を占めている。

四年制による資格取得66.2%のものに対して、四年制を必要とする理由を尋ねたところ、「親に対する相談援助技術の専門性」68.8%、「より高度な保育の専門性」63.9%、「被虐待児童等のケアを必要とする子どもに対応できる専門性」62.5%などとなっており、今日の保育士に求められている専門性が反映された結果となっている。

大学院での保育士養成については、アンケート調査では、「専門職大学院での保育士養成が必要（46.4%）」「大学院による保育士養成は必要ない（35.4%）」「研究を中心とする大学院での保育士養成が必要（15.3%）」の順となっている。大学院が必要という意見は、合わせて6割を越えている。また、研究を中心とする大学院よりも、専門職養成を行う大学院の割合が高く、現職者の専門性向上の機会が求められていることが分かる。学識経験者ヒアリング結果でも、大学院までを視野に入れた意見が多く見られた。

(5) 保育士資格と他資格との関係

今後の保育士資格と二種幼稚園教諭免許との関連づけについては、「今後は共通化（一本化）する（66.8%）」が「現行通り別々の資格・免許のままでよい（28.7%）」を上回った。一方で、ヒアリング結果では、多様な側面が浮かびあがり、保育士資格と二種幼稚園教諭免許との関連づけを検討する

ためには、その前提として、未整理のままである保育士の専門性や対象範囲、児童指導員等を含む近接領域の資格との総合的な関係確認などが必要であることがわかった。しかし、このことは、保育士資格と幼稚園教諭の関連だけを取りあげて方向付けることができる課題ではなく、保育士資格の性格（総合性と、領域に特化したスペシャライズの関係）・対象とする年齢・養成年限・資格の段階化・ステップアップの仕組み等をどのように整理するのか、さらには他の近接領域の資格も含めて対象範囲・専門性の明確化（共通性と独自性）・資格の関連づけなどを整理し、これらを網羅して総合的に検討しなければならない課題であることがわかった。このことは、保育士と介護福祉士、保育士と社会福祉士等の資格との関連づけに関しても同様である。

（6）現行の保育士試験による資格取得については、「実習を課す」や「実務経験を課す」など「新たに条件をつけて行う」というものが59.3%、「現行のまま資格取得試験を残す」26.8%、「廃止する」11.3%となっていて、ヒアリング調査でも同様の傾向で、多様な人材確保のために残すべきという意見が多くみられたが、ただし、実習やスクーリングを課すこと条件とするというものであった。

このように、アンケート調査の質問項目に準拠して行った児童福祉施設現場の有識者、またこれらの有識者のとは別に行った学識経験者に対するヒアリング調査からも、アンケート調査の結果を裏付けるような意見等様々な見解が寄せられた。

現行の2年間養成を基盤とする単一資格でいいのか、幼稚園教諭免許のように二種（短期大学等）・一種（大学等）・専修（大学院）のように段階化するのか、あるいは2年間養成を基礎資格とし、その上に4年間、大学院で専門性を深化、分化させていくのか、さらには養成校卒業に加えて国家試験を課すことの是非、現行の保育士試験による資格取得のありかた等々、重要事項が今後の検討課題として残されている。

なお、平成19年度は保育士養成施設（養成校）に対して、同様の内容でアンケート調査、ヒアリング調査を行う予定である。

2 保育所保育指針に関する研究

保育に関連の深い有識者や保育実践者、並びに第二次改訂保育所保育指針に基づき保育に取り組んできた主任保育士に対して調査を実施し、現行の保育指針の問題点や課題を聞くことにより、改訂に盛り込むべき内容や視点を抽出・整理することを目的に調査を行った。具体的には、保育に関連の深い有識者4名、保育実践者4名に対するヒアリング調査並びに質問紙調査を実施した。

質問紙調査は主任保育士を対象に、発達過程区分別「ねらい」の各項目が指導計画作成時に参考にされているかの実態を把握するための調査1（保育士団体主催の研修会場で配布回収、回収数63件、回収率92.4%）、及び保育指針の構成や示し方についての意見を把握するための調査2（全国の保育所から2000か所の保育所を対象に郵送式にて実施、回収数453件、回収率22.7%）を実施した。

（1）ヒアリングから得られた論点

1）保育所保育指針の内容及び示し方に関して

①保育所保育の独自性について

現行の保育所保育指針第1章総則にある、養護と教育の一体性という保育所保育の独自性を示す表現について、様々な意見が見られた。例えば、養護と教育の一体性は保育所に限られたものではなく、幼稚園でも同様の機能は見られるという意見や保育における養護、教育に関する理解が保育の現場で十分ではないという意見などである。

②子どもの発達過程別の”ねらい””内容”の示し方について

有識者はあくまでも「発達過程」別の記述であることをよりわかりやすく示すこと、発達の全体像を分断せず示していくこと、アタッチメント理論などより学問的基盤にたったものであることなどにウェイトを置き、保育実践者は目の前の子どもを理解するときの拠り所としてどのように修正したら役に立つか、という点に着眼している印象がある。

③保育士の専門性について

保育士の専門性について、当然ながらその重要性を否定する意見は見られなかった。専門性について1章立てることの提案もあった。しかし、専門性の確立のためには、専門性の体系化が不完全であること、幼稚園教諭の専門性との関係など、解決すべき課題があることも明らかになった。

④保育士の研修について

専門性同様、保育士の研修について全員がその重要性を認めており、研修に関して1章立てるべきという意見もあった。しかし、研修を行う十分な機会を設けることが難しいこと、保育所によって研修の機会提供に差があることなど、課題もあげられた。一方で、日常の保育実践を振り返る機会を研修の一つと考える案や、園内研修の実施を研修の場として捉える案も出された。

2) 保育所保育における子育て支援について

①保育所保育指針における子育て支援に関する示し方について

これからの保育所保育指針は、通常の保育と子育て支援の両方を含んだものにする、子育て支援の具体的な内容を示していくこと、現行の保育所保育指針では保護者の保育への指導に関する記述が不十分であること、一つの章として子育て支援に関する内容をとりあげること、などが指摘された。

②保育所保育士の行う子育て支援の独自性について

保育所保育士の行う子育て支援の独自性については、二つの方向からの意見がみられた。一つは、日常の保育行為が持つ子育て支援機能に目を向けることの必要性を指摘する意見である。現在様々な職種（カウンセラーやソーシャルワーカーなど）が子育て支援にかかわっていることを考えると、保育士ならではの子育て支援について保育所保育指針に示すことは重要であろう。もう一つは保育士の行う子育て支援の限界に対して自覚的になり、他機関との連携システムを構築することの重要性を指摘する意見もあった。

3) 他の専門機関との連携に関して

①幼稚園や小学校との連携について

特に、小学校教育との接続に関する指摘が目立った印象がある。保育所における指導要録の必要性（実際に指導要録に替わる「児童票」を作成し送付している保育所もあった）、小学校教育を視野に入れた保育所保育指針であることの必要性の指摘がある。一方で、小学校教育の前倒しが保育所で行われることへの危惧もあげられていた。

②地域の他の専門機関（児童相談所・母子保健機関等）との連携について

第13章において、他の専門機関との連携の重要性について触れられているが、今回のヒアリングでも、児童相談所など他機関との関係の中で保育士が果たす役割について検討することの必要性や、

地域の人々とのネットワーク内に保育所が組み込まれることの重要性などについてのコメントが見られた。

③保育所保育指針の今後の方向性について

指摘として目立ったのは、保育所保育指針の告示化である。ただし、告示化されることによって保育所保育士の地位向上が見込めるという意見がある一方、告示化されても毎日の保育のどこが変わるか分からないという意見がみられるなど、立場によって捉え方に違いはあるようだ。

その他、指定保育士養成施設卒業後の国家試験というシステムの必要性、保育所保育指針改訂と幼稚園教育要領改訂のタイムラグをなくすこと、保育所保育指針と幼稚園教育要領の一体化などの意見が見られた。

質問紙調査結果については、考察の中でまとめて述べる。

(2) 考察

1) キー概念への共通理解の必要性

今回、有識者と保育実践者それぞれ4名ずつに対してヒアリング調査を行ったが、保育研究を行うことを主としている有識者が保育を俯瞰し、客観的にみてコメントをする傾向があるのに対して、当事者として保育に携わっている保育実践者のコメントは、より実践的で、体験を通して醸成された思いが語られている傾向が見られた。

もちろん、ヒアリング対象者それぞれの置かれた立場が違うので、コメントの内容が異なるのは必然的である。しかし、保育士の専門性や研修の重要性など、保育の基盤にかかわる内容について、見解が異なるということは、保育に関する議論をする際の土俵が異なることを意味する。議論の基盤となるキー概念（保育とは、就学前の教育とは、保育士の専門性とはなど）については、有識者、保育実践者を問わず、ある一定の共通理解がなされるべきだろう。

次に、保育所における子育て支援機能については、児童福祉法に保護者の保育に関する指導が保育士の職務として示されている今、保育士が子育て支援を行うことは、今さら指摘するまでもない重要事項である。今回のヒアリングでも日常の保育行為が持つ子育て支援機能に目を向けることの必要性を指摘する意見が見られた。これは子育て支援をいわゆる通常業務の外側に置く考え方ではない。毎日の保育行為が持つ子育て支援機能に対して保育士が自覚的になり、意味づけをしていくことの重要性を示唆している。このような見方を保育指針に反映させていくことは意味あることではないだろうか。

また、ヒアリングを行った保育実践者の意見は、アンケート結果とほぼ同様の傾向を示していた。このことは、今回のヒアリング結果がある特定の実践者の意見にとどまらず、保育現場の意見を集約したものとして捉えることも可能にするだろう。

2) 現行の保育所保育指針への評価

総体的に現行の保育所保育指針に対する評価は高く、調査1では「とても必要である」、調査2では「このままでよい」とする肯定意見がほとんどの項目で8割を超しており、9割を超える項目も多かった。肯定意見の割合が低かったものは調査1では、「ねらい」の項目のうち、4歳児以上の「午睡など適切な休息をとらせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する」の割合が6～7割台で、6歳児の同項目で最低(62%)を示していた。また、調査2では、「第3章から第10章の発達過程区分について」で、「一部変えるべき」、「変えるべき」を合わせて20.3%という意見が最も多かった。

保育所保育指針の活用は「ときどき活用している」が最も多く、「あまり活用されていない」も保育士の約4分の1に留まり、折に触れ参考にされていることが確認できた。

自由意見への具体的な記述も多く、保育所保育指針を使いやすいものへ改訂することへの関心は高く、より詳細に、よりの確な指針を必要としている現場の実態がうかがえた。

特に関心が高かった項目は、従来から指摘の多い発達過程区分の他、幼保と小学校との関係、障害児保育、虐待問題、食育などであり、現在課題となっていることがあげられていた。

しかしながら、保育所保育指針の主旨や構成についての理解に誤解が生じていると見受けられる項目もあった。まず、第3章から第10章の発達過程区分については、なぜ年齢区分ではなく、発達過程区分とされているかということへの理解がないため、発達過程区分はクラスに対応させにくいという意見が多く出されていた。6歳児の項目が置かれていることにも5歳児と一緒にすることが良いという意見が出されたが、これも発達過程区分の意図が理解されていないための指摘であろう。また、保育の内容構成の基本方針では、ねらい及び内容の区別が明確に理解されておらず、混同されやすいことが明らかとなった。さらには、4歳児以上の休息に関する意見では、「午睡などの適切な休息(略)」については午睡という例示のみをとりあげて、4歳児以上に午睡は必要ないという意見が表明されており、項目の意図する内容が的確に理解されていないことが示唆される項目も見られた。午睡に関しては、児童福祉法最低基準第35条に「保育所における保育の内容は、健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び及び昼寝のほか、第12条第1項に規定する健康診断を含むものとする」と規定されていることに影響されていることも考えられる

(3) 今後検討されるべき課題

今後の保育所保育指針の改訂にあたって検討すべき課題として、本調査結果から指摘できることは以下の2点である。

1) 保育所保育指針は今後告示化される方向性で検討が行われており、その中での示され方は現行の保育所保育指針とは大きく変わることが予測される。そのため、本調査で指摘されたより詳細な内容や具体的記述を求める意見の多くは、今後解説書や副読本などで補われるものと考えられる。しかしながら、保育所保育指針の意図するところや改訂に込められた視点等への理解を促進する手法を確立しておくことが必要であろう。特に、家庭養育の補完、養護と教育の一体化、保育の内容構成の基本方針(ねらい及び内容)、発達過程区分等については、基本的な理解が不十分であることが本調査から示唆されている。

これらの用語の定義や、基本的な考え方を明確かつわかりやすく提示することが求められる。さらに、基本的な理解については保育士養成課程における保育所保育指針の扱いの見直しが必要である。また、行政の保育担当者や保育現場においても定期的に保育所保育指針の目的や構成について基本的理解を深める研修の機会が設けられる必要がある。

2) 現場から求められている保育所保育指針は、わかりやすさと共に活用しやすさを持つものであった。現場では指導計画作成上、あるいは、保育目標の目安として保育所保育指針が活用されており、その際に発達の段階が項目別に見られるものがあるとよい、や、5領域の内容と配慮事項はそれぞれの項目ごとに記載される方がわかりやすいなどの意見に見られるように、より活用しやすいものが求められていた。

また、保育現場では保育所保育指針に基づいて保育を行っているものであり、いわば「保育所保育指針ありき」の姿勢で保育を行っていることが本研究からうかがえた。そのため、今後は目の前にいる子どもたちの実際の姿に、保育所保育指針を照らし合わせて、保育所保育指針に書かれている内容と子どもたちの実態にズレはないのかという検証を行っていくことも肝要であると考えられる。

(4) 今後への提言

本研究の結果からは保育現場において保育所保育指針が保育実践の基本として目標等の拠り所として活用されており、国の示すガイドラインとしての役割を果たしてきたといえよう。

しかし、発達過程区分については特に6ヶ月未満や6歳に関して、保育現場における使いづらさが表出されている。発達過程で示されることの意味や、保育実践にどのように生かすかについて十分に周知されていない状況への対応のあり方も含めて、発達過程の示し方・内容等が適正であるかの再検討を行うことが必要である。

同時に、保育所保育指針と幼稚園教育要領の関係においても発達過程の示し方や目標の置き方などに相違が生じていることにより、現場には混乱も見られている。わが国で育つ同じ年齢の子どもにとって保育のめざす方向や基本的な内容は同じでなければならない。そのため、まずは子どもにとっての発達のプロセスを吟味し、その上で保育所にも幼稚園にも共通の発達の目標を立てることができるよう、検討していかなければならない。特に、幼保・小の連携のあり方については配慮が必要である。

今後、保育所保育指針の告示化への流れの中では、指針をどこまで具体的に示すことが良いのか、また告示化により児童福祉施設最低基準第35条や行政による監査との関連等を検討していく必要がある。

なお、厚生労働省は平成18年10月より、保育所保育指針見直しのための検討委員会を発足させた。平成19年3月末まで計6回にわたって開催されており、保育所保育指針に関する本研究の中間報告も第5回検討委員会（平成19年2月19日）で行った。当初本研究も保育所保育指針見直しのための基礎研究として、3年間の全体研究計画の中に位置づけられていたが、検討委員会が発足し中間報告も行ったことから、今年度の研究で、検討のための基礎資料としての役割も果たすことができた。したがって、平成19年度以降は本研究は継続しないこととした。

(本研究報告書の作成にあたっては、主任研究者、分担研究者に加えて、第Ⅰ部Ⅱ守山 均氏、Ⅲ矢藤 誠慈郎氏、金森三枝氏、第Ⅱ部Ⅲ高橋貴志氏、西海聡子氏、石井章仁氏、尾木まり氏の多大なる協力があつたことを付記する。)

2007年3月25日

平成 19 (2007) 年 3 月

厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

保育サービスの質に関する調査研究
平成 18 年度 総括研究報告書

主任研究者 大嶋 恭二

東洋英和女学院大学人間科学部
226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町 32 番地